

# 利用規約

近畿日本ツーリスト株式会社及びKNT-CTホールディングスグループ各社（以下「当社グループ」と言います）では、PTA業務アウトソーシングサービスをご利用いただくお客さま（以下、「お客さま」と言います）に遵守頂かなければいけない事項および当社グループとお客さまとの間における権利義務をこの利用規約に定めております。当社グループが提供させて頂くサービスをご利用になるお客さまは、当社グループに対する申込を頂く前に、必ず本規約の全文をお読みくださいますようお願い致します。

## 【ご契約の成立について】

当社グループは、お客さまが本規約を遵守することに同意し、且つ、契約書を取り交わした時点、または別途URLによる申込フォームを当社グループに送信頂いた時点で当社グループとの間でPTA業務アウトソーシングサービスに関するご契約の成立とさせていただきます。

## 【お申し込みの条件について】

当社グループは、PTA業務アウトソーシングサービスを行うにあたり、以下（1）～（12）のお申し込み条件と【参考】に記載の条文法令をPTAの皆様のご代表者及び申込者にご確認頂き、同意を頂いた上でお申込みまたは契約書の取りかわしをさせて頂くこととしております。

- （1） 当社グループのサービス対象となる業務が、通常自治体の費用負担となるような学校の管理運営に係るものではないこと。
- （2） 当社グループに対して支払われる業務委託料の原資が、PTAの構成員から任意に集められたものであること。
- （3） 当社グループの「個人情報の取り扱い・個人情報保護方針」について、ご一読し同意頂いていること。
- （4） 本サービス費用のお支払いは、当社グループより請求書等を発行後、指定する金融機関の口座に振り込む方法により、振込手数料はお客さまの負担としてお支払いを頂くこと。
- （5） 本サービスにお申込み後、申込時の代表者名や連絡先等の記載内容に変更があった場合は、速やかにご連絡頂くこと。
- （6） お客さまからの申込内容に虚偽記載があった場合、その他、当社グループが申込を承諾することが相当ではないと認める場合、当社グループは、申込の取消、及び本規約を解除すること。
- （7） 当社グループまたはお客さまが本規約に関連して故意または過失によって相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うこと。
- （8） 当社グループは、天災・紛争その他当該当事者の支配の及ばない事由によって本規約の履行を妨げられた場合には、これについて契約不履行の責任を負わないものとする。
- （9） 当社グループまたはお客さまは、相手方が本規約の内容に違反したときは、相当期間を付して相手方に催告し、当該期間を経過してもなお相手方が改善に応じない場合は、本規約を相手方の同意なく解除することができる。また、相手方が下記の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告および自己の債務の履行の提供を要せず、本規約の全部または一部を解除することができる。
  - ① 手形、小切手の不渡り、または銀行取引停止処分を受けたとき
  - ② 差押え、仮差押え、仮処分、競売、公売処分、租税滞納処分等を受けたとき
  - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開、特別清算手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立てがあったとき
  - ④ 監督官庁から営業停止、または営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
  - ⑤ 解散あるいは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされたとき
  - ⑥ 前各号の他、本規約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

- (10) 1. 当社グループまたはお客さまは、相互に相手方に対し、次の各号について表明し、保証する。
- ① 自らとその役員、主な株主が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。また、過去にも反社会的勢力でなく、かつ将来にわたっても該当しないこと
  - ② 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと
  - ③ 自らとその役員、主な株主が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与していないこと
  - ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる、あるいは相手方の名誉や信用を毀損する、相手方の業務を妨害する、不当な要求をするなどの行為をしないこと
2. 当社グループおよびお客さまは、相手方より、前項に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料の提出を求められた場合は、合理的な範囲でそれに応じるものとする。
3. 当社グループおよびお客さまは、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、相手方になんらの通知または催告を要せず直ちに本規約の全部または一部を解除することができる。
4. 前項の場合、解除当事者は、相手方に対する損害賠償を妨げず、相手方に損害が生じた場合には当該損害の賠償責任を一切負わないものとする。
- (11) 当社グループおよびお客さまは、本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の裁判上の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意すること。
- (12) 本規約に定めのない事項または本規約につき疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

#### 【参考】

地方財政法 （市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

地方財政法施行令 （市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で、政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

#### 【お取消・ご解約について】

PTA の皆様の都合により、契約成立後にこの契約を取消・解約される場合、当社グループがその時点までに掛かった費用を請求させていただくことを承諾頂きます。また、契約内容が変更となった場合も、それに係る費用は精算させていただくことを承諾頂きます。但し、別途契約書を交わす場合は契約書記載の条件が優先します。

2022年8月25日 制定  
近畿日本ツーリスト株式会社  
PTA 業務アウトソーシングサービス事務局